

各種加算についてのお知らせ

【電子的診療情報連携体制整備加算について】

当院では、マイナ保険証の利用やオンライン資格確認を通じて取得した診療情報を活用し、質の高い医療の提供に努めています。

- 1 オンライン請求を行っています。
- 2 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を整備しています。
- 3 オンライン資格確認等を利用して取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報
その他必要な情報を活用して診療を行っています。
- 4 マイナンバーカードの健康保険証利用について利用体制を整えており、院内掲示
推進をしております。
- 5 医療DX推進の体制に関する事項および情報の取得・活用等について、
院内の見やすい場所に掲示し、当院ホームページにも掲載しています。
- 6 診療報酬明細書の無料交付について、院内の見やすい場所に掲示し、詳細な明細書を
患者さんに無料で交付しています。

2026年6月1日より電子的診療情報連携体制整備加算3 算定

【一般名処方加算について】

当院では、後発医薬品のなる医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、
薬事あの成分をもとにした一般名初処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を
行う場合があります。一般名によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても
患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

【明細書発行体制等加算について】

当院では、医療の透明化および患者様への情報提供を
個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償で発行しております。
明細書には、使用した薬剤名、実施した検査名、処置名等が記載されます。
明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し出ください。

【外来・在宅ベースアップ評価料について】

当院では、医療現場で働く職員の処遇改善を目的として、厚生労働省の定める施設基準に基づき
外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。
本評価料は、医療従事者の賃金改善を通じて質の高い医療を継続的に提供する体制を確保するものです。
患者様にはご理解のほど、よろしくお願いいたします。